

# 重要事項説明書

株式会社パソナフォスター  
エデュケアセンター・光が丘



## 2025 年度 重要事項説明書 内容一覧

### 1.概要

|                  |   |
|------------------|---|
| 運営者の概要 .....     | 2 |
| 運営設置者の概要 .....   | 2 |
| 保育園の概要 .....     | 3 |
| 相談・要望・苦情窓口 ..... | 5 |

### 2.施設の目的及び運営の方針

|            |   |
|------------|---|
| 教育理念 ..... | 6 |
| 行動指針 ..... | 6 |
| 保育理念 ..... | 7 |
| 食育理念 ..... | 7 |

### 3.職員の職種、職員数及び職務の内容

|            |   |
|------------|---|
| 職員体制 ..... | 8 |
|------------|---|

### 4.保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

|                    |   |
|--------------------|---|
| 保育時間・開園日・休園日 ..... | 9 |
|--------------------|---|

### 5.保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

|              |    |
|--------------|----|
| 保育の必要量 ..... | 10 |
| 利用料等 .....   | 11 |

### 6.提供する保育の内容

|                 |    |
|-----------------|----|
| 年間行事予定 .....    | 12 |
| デイリープログラム ..... | 13 |

### 7.保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

|                     |    |
|---------------------|----|
| ご利用にあたっての留意事項 ..... | 14 |
| 入園のスケジュール .....     | 15 |

### 8.緊急時等における対応方法

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 緊急時の対応 .....            | 16 |
| 怪我の対応・賠償責任保険の加入状況 ..... | 16 |

### 9.非常災害対策

|              |    |
|--------------|----|
| 災害時の対応 ..... | 17 |
| 非常災害対策 ..... | 18 |

### 10.虐待の防止のための措置に関する事項

|                      |    |
|----------------------|----|
| 虐待防止のための措置について ..... | 19 |
|----------------------|----|

### 11.保育所の運営に関する重要事項

|                     |    |
|---------------------|----|
| 持ち物・服装について .....    | 20 |
| 体調管理について .....      | 21 |
| 個人情報の取り扱いについて ..... | 22 |

## 1.概要

---

### 運営者の概要

|         |                                                                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置者との関係 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設の運営者は、上記の設置者と同様<br><input type="checkbox"/> 施設の運営者は、次のとおり     |
| 委託等の種別  | <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 |
| 委託等の期間  | 直営の為期間の定め無し                                                                                         |
| 名称      | 株式会社パソナフォスター                                                                                        |
| 法人等種別   | 株式会社                                                                                                |
| 法人所在地   | 〒107-0062<br>東京都港区南青山 3-1-30 PASONA SQUARE                                                          |
| 代表者氏名   | 代表取締役社長 長畑久美子                                                                                       |
| 連絡先     | 電話番号：03-6734-1280                                                                                   |
| 設立年月日   | 1991 年 7 月 25 日                                                                                     |

### 運営設置者の概要

|       |                                            |
|-------|--------------------------------------------|
| 名称    | 株式会社パソナフォスター                               |
| 法人等種別 | 株式会社                                       |
| 所在地   | 〒107-0062<br>東京都港区南青山 3-1-30 PASONA SQUARE |
| 代表者氏名 | 代表取締役社長 長畑久美子                              |
| 連絡先   | 電話番号：03-6734-1280                          |
| 設立年月日 | 1991 年 7 月 25 日                            |

## 保育園の概要

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |     |       |                      |     |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-------|----------------------|-----|
| 名称    | エデュケアセンター・光が丘                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |     |       |                      |     |
| 種別    | 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所（認証保育所）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |     |       |                      |     |
| 施設所在地 | 〒179-0072<br>練馬区光が丘 2-10-2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |     |       |                      |     |
| 園長名   | 北館 由香利                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |     |       |                      |     |
| 開設年月日 | 西暦 1995 年 12 月 1 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |     |       |                      |     |
| 連絡先   | 電話番号：03-3938-6961<br>FAX 番号：03-5967-1500                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |     |       |                      |     |
| 実施事業  | 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による保育<br>特別保育事業及びその他関連事業<br><input checked="" type="checkbox"/> 延長保育事業 <input type="checkbox"/> 障がい児保育 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児(0 歳児)保育 <input type="checkbox"/> 緊急一時保育 <input type="checkbox"/> 休日保育 <input checked="" type="checkbox"/> 地域支援事業 <input type="checkbox"/> 年末保育 <input type="checkbox"/> 医療的ケア児童受入れ<br><input type="checkbox"/> 定期的な預かり <input type="checkbox"/> 一時預かり |     |     |       |                      |     |
| 給食提供  | <input checked="" type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 委託                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |     |       |                      |     |
| 利用定員  | 3 号認定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |     | 2 号認定 |                      |     |
|       | 0 歳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳   | 4 歳                  | 5 歳 |
|       | 3 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 8 人 | 8 人 | 10 人  |                      |     |
| 保育室等  | ①乳児・ほふく室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |     | 2 部屋  | 40.26 m <sup>2</sup> |     |
|       | ②保育室・遊戯室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |     | 2 部屋  | 35.76 m <sup>2</sup> |     |
|       | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |       | 10.32 m <sup>2</sup> |     |

|                                                                 |         |                  |
|-----------------------------------------------------------------|---------|------------------|
| <p>嘱託医<br/>(提携医療機関は設置<br/>していませんが嘱託<br/>医を以下設置しており<br/>ます。)</p> | 医療機関の名称 | 日本大学医学部名誉教授（小児科） |
|                                                                 | 嘱託医名    | 麦島 秀雄            |
|                                                                 | 所在地     | 大田区久が原 4-23-11   |
|                                                                 | 電話番号    | 090-3212-5817    |
| <p>管轄する消防署</p>                                                  | 消防署名    | 光が丘消防署           |
|                                                                 | 所在地     | 練馬区光が丘 2-9-1     |
|                                                                 | 電話番号    | 03-5997-0119     |
| <p>管轄する警察署</p>                                                  | 警察署名    | 光が丘警察署           |
|                                                                 | 所在地     | 練馬区光が丘 2-9-8     |
|                                                                 | 電話番号    | 03-5998-0110     |

## 相談・要望・苦情窓口

### (1) 相談・苦情担当

|           |         |                      |
|-----------|---------|----------------------|
| 相談・苦情解決   | 所属施設の名称 | エデュケアセンター・光が丘        |
|           | 役職・責任者名 | 園長 北舘 由香利            |
|           | 電話番号    | 03-3938-6961         |
| 相談・苦情受付担当 | 所属機関の名称 | 株式会社パソナフォスター         |
|           | 部署名     | 保育事業部門               |
|           | 電話番号    | 03-6734-1280         |
| 第三者委員 1   | 所属機関の名称 | 堀総合法律事務所             |
|           | 役職・委員名  | 弁護士 藤池智則             |
|           | 電話番号    | 03-6734-1280         |
| 第三者委員 2   | 所属機関の名称 | 仁藤俊税理士事務所・にとう行政書士事務所 |
|           | 役職・委員名  | 仁藤 俊                 |
|           | 電話番号    | 080-1203-6124        |

面接・文書・電話などの方法で、相談苦情を受け付けます。

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

### (2) 上記以外に、区市町村の相談・苦情窓口もございます。

|     |         |                    |
|-----|---------|--------------------|
| 練馬区 | 所属機関の名称 | 練馬区教育委員会事務局 子ども家庭部 |
|     | 担当窓口    | 保育課 保育サービス推進係      |
|     | 電話番号    | 03 - 3993 - 1111   |

### パソナフォスター 教育理念

---

---

私たちパソナフォスターは、健やかで  
優しさと思いやりをもった子どもたちを育みます。

そして、感性豊かで何事にも感謝・感動できる  
子どもたちの成長を願い、多様な学びを通して  
一人ひとりの個性を活かし、得意を育てます。

### パソナフォスター 私たちの行動指針

---

---

#### 社会 のために

私たちは、「未来ある子どもたちを育むこと」  
を使命とし、常に社会に必要とされる  
会社であり続けます

私たちは、子どもたちが夢に向かって  
挑戦できる機会を構築し、  
健康で笑顔溢れる環境づくりを目指します

#### 保護者 のために

私たちは、保育のプロとして、  
慈しみの心を持って子どもたちと向き合い、  
安心感、信頼感を持たれる良きパートナーとなります

私たちは、仕事と子育ての両立を支援することで  
子どもたちとご家族の豊かな未来を応援します

#### 子ども のために

私たちは、全ての子どもたちの可能性  
を信じて、一人ひとりの個性を尊重します

私たちは、子どもたちに対してまごころと  
思いやりをもって接し、その成長を支援します

#### 共に 働く仲間 のために

私たちは、  
いつもニコニコ明るい笑顔、  
いつもハキハキ優しい言葉、  
いつもイソイソ働く手足  
を実践し、常に自己を磨き行動します

私たちは、働く豊かさ、楽しさを分かち合い、  
子どもたちの明るい未来に向けて  
仲間と共に挑戦し続けます



## パソナフォスター 保育理念

変化に柔軟に対応でき、自分で解決する能力と、  
たくましく「生きる力」をもった子どもを育む

### 尊重・敬意 Respect

互いを受けとめ合い、  
自主性・自立を尊重します

### 育む Nurturing

子どもの意欲を愛情込めて受容し援助します  
そして保育者・保護者も成長します

### 信頼 Trust

子ども・保護者の気持ちに寄り添い  
子どもの成長や子育ての喜びを共にします

### 変化への柔軟性 Openness change

保育者は子どもに心躍る環境を提供し、変化を  
捉える意識と情熱を引きだす環境をつくります

### 調和 Balance

カリキュラムの「ねらい」と「内容」を明確にして  
心と身体の調和のとれた保育を実現します

### 維持 Sustainability

子どもの育ちを保育園と  
家庭で継続して見守ります

## パソナフォスター 食育理念

食べることは生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。乳幼児期から保育園と家庭が連携し、一人ひとりの子どもの発育・発達状態を適切に把握していきます。そして、豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送るための基礎を培います。

### お腹がすくりズムのもてる子ども

一人ひとりの子どもの基礎となる体内時計の形成を援助し、心と体の発達を促します。そして空腹感や食欲を満たす喜びや心地よさを通して、保育者・保護者への信頼感や愛情を深めます。

### 「食す」仕組みに興味をもつ子ども

乳幼児期より身近な食に関する体験や知識を取り入れ、それらへの理解を深めることにより、自ら体に必要なものを選択する力を養います。

### 「食」のマナーを学べる子ども

食生活における挨拶や準備・片付けなどを学ぶことで自立心を養い、意欲的に食事ができる習慣を身につけます。また発達に応じた食事の環境づくりにより、人間関係を円滑にするための社会性を養います。

### 感謝の気持ちをもてる子ども

自然の恵みを食していることや、生産者、調理をしてくれる人など、多くの人々に支えられていることを学び、感謝の気持ちを育みます。

### 「伝承の味」が好きな子ども

食を通じて人々が築き、継承してきた様々な行事や食文化への理解を深め、日本の伝承への興味や関心を育てます。また様々な世界の食文化にも目を向けることで広い視野を養います。

### 食事を楽しむことができる子ども

子どもが楽しく食することができる環境を整え、更に豊かな食育活動の展開により、「皆で食べるとおいしい」という体験を積み重ねます。

### 3.職員の職種、員数及び職務の内容

---

#### 職員体制

| 職種   | 職員数    | 備考        |
|------|--------|-----------|
| 園長   | 1 名    |           |
| 保育士  | 4 名 以上 |           |
| 保育補助 | 6 名    | 子育て支援員を含む |
| 栄養士  | 1 名    | 本社常駐      |
| 調理員  | 2 名 以上 |           |

(2024 年 4 月 1 日現在)

- 上記表は、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びその他関係法令等に基づく職員（基準職員）を配置した上で、より充実した保育体制を整えるための職員を配置したものです。
- 開園時間中は、最低 2 名以上の保育者を配置し、保育に従事します。
- 上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

#### 4.保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

---

##### 保育時間・開園日・休園日

|        |                   |            |
|--------|-------------------|------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日          |            |
| 開園時間   | 月～土曜日             | 7:30～20:30 |
| 休園日    | 日曜日・祝日・国民の休日      |            |
|        | 年末年始（12月30日～1月3日） |            |

※各地方公共団体により異なる

※延長保育の詳細につきましては別紙「延長保育のサービス案内」及び「延長保育申請書」  
をご参照ください。

## 5.保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

---

### 【契約時間以外の保育】

契約時間外で保護者の就労等により保育の必要がある場合は、延長保育をご利用ください。  
尚、利用時には延長保育料が発生いたします。詳細は、別紙「延長保育のサービス案内」をご覧ください。

### 【閉園時間を過ぎてもお迎えにいらっしゃらなかった場合】

開園日（月曜日～土曜日）は、全日開園時間内のお預かりとなっております。閉園時間までにお迎えがない場合、状況によっては園児の安全確保のため、関係機関へご連絡させていただきますので、あらかじめご了承ください。※その場合には、追加の延長保育料の他に1万円頂戴することがございます。

### 【遅延証明の取り扱いについて】

公共交通機関の遅延証明の提出があり、且つ、園長の判断により利用者の責めに帰すべき事由がないと認められる場合に限りご請求はいたしません。但し、遅延証明の提出が続く場合や、確認が必要な場合には個別にご相談させていただくことがございます。

## 利用料等（認証保育園）

| 利用者負担/月額保育料（月～土曜日のうち週5日利用） |                               |                     |                     |                     |                     |
|----------------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|                            | 9 時間/日<br>180 時間/月            | 10 時間/日<br>200 時間/月 | 11 時間/日<br>220 時間/月 | 12 時間/日<br>240 時間/月 | 13 時間/日<br>260 時間/月 |
| 0 歳児                       | 68,000                        | 71,000              | 74,000              | 78,000              | 80,000              |
| 1,2 歳児                     | 66,000                        | 69,000              | 72,000              | 76,000              | 78,000              |
| 3 歳児                       | 64,000                        | 66,000              | 70,000              | 74,000              | 76,000              |
| 4・5 歳児                     | 59,000                        | 63,000              | 68,000              | 72,000              | 74,000              |
| 給食費                        |                               |                     |                     |                     |                     |
| 乳児食                        | 6,000 円/月                     |                     | 幼児食                 | 6,000 円/月           |                     |
| 延長保育                       |                               |                     |                     |                     |                     |
| 延長保育                       | 契約時間外 15 分 200 円              |                     |                     |                     |                     |
| 補食                         | 上記の延長保育料に含む                   |                     |                     |                     |                     |
| 夕食                         | 1 食 500 円※19:00 以降の利用がある場合に限る |                     |                     |                     |                     |
| その他                        |                               |                     |                     |                     |                     |
| 入会金                        | 30,000 円                      |                     |                     |                     |                     |

※1：午睡はコット若しくはマットを使用いたします。（利用対象園による）

原則として、新入园児（0,1,2,3 歳児）はカバーをご購入いただきます。

転園児の場合は他園で使用していたものをお使いいただいても構いませんが、サイズや形状により安全に使用することが困難な場合もあるため、園長にご相談ください。

新入园時（4,5 歳児）については午睡時間および頻度の個人差が大きいいため、園長と相談の上、購入の判断をお願いいたします。

尚、お子様の成長に合わせて買い替えが必要な場合には追加購入をいただきます。

※2：金額は、社会情勢、物価高騰等により改定する場合がございます。

※契約時間の変更は、前月 15 日までにお申し出ください。

※入园年齢は、入园年の 4 月 1 日現在となります。

※お支払い方法は、毎月 27 日に口座引き落としとなります。詳細は別紙「振替口座登録のお願い」をご覧ください。尚、毎月 1 日から月末までで使用した延長保育料、補食/夕食代を含みます。

## 6.提供する保育の内容

### 年間行事予定

| 月  | 保育                            | 防災訓練 |          |          |            |          |           |          |     |
|----|-------------------------------|------|----------|----------|------------|----------|-----------|----------|-----|
|    |                               | 通報   | 初期<br>消火 | 待機<br>訓練 | 避難誘<br>導訓練 | 引取<br>訓練 | 不審者<br>訓練 | 消防<br>車輛 | 消防署 |
| 4  | 入園式（新入園児のみ）<br>進級を祝う会<br>保護者会 | ○    | ○        | ○        |            |          |           |          |     |
| 5  | 親子オリエンテーリング                   | ○    | ○        | ○        |            |          |           |          |     |
| 6  | 健康診断<br>個人面談<br>ジャガイモ堀（3～5歳児） | ○    | ○        |          |            |          | ○         |          |     |
| 7  | 水あそび<br>夏祭り                   | ○    | ○        |          | ○          |          |           |          |     |
| 8  | 水あそび                          |      |          |          |            |          |           |          |     |
| 9  | 運動会                           |      | ○        |          |            | ○        |           |          |     |
| 10 | さつまいも堀（3～5歳児）                 | ○    | ○        |          | ○          |          |           |          |     |
| 11 | 健康診断<br>勤労感謝の日                | ○    | ○        |          | ○          |          |           |          |     |
| 12 | 大掃除                           | ○    | ○        |          | ○          |          |           |          |     |
| 1  | 生活発表会                         |      |          |          |            |          |           |          |     |
| 2  | 個人面談                          | ○    | ○        |          |            |          |           | ○        | ○   |
| 3  | お別れ会<br>お別れ遠足<br>卒園式          | ○    | ○        | ○        | ○          |          |           |          |     |

※この他に、年2回の保護者会および運営委員会、嘱託医による内科検診、年1回の嘱託歯科医による歯科検診を実施いたします。

※社会情勢や天候等で変更になる可能性がございますのでご了承ください。

## デイリープログラム

| 時間                | 0 歳児                     | 1・2 歳児                  | 3・4・5 歳児                |
|-------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 7:00 開園           | 早朝保育<br>順次登園／検温<br>自由あそび | 早朝保育<br>順次登園／検温<br>自由遊び | 早朝保育<br>順次登園／検温<br>自由遊び |
| 9:00              | 朝の会<br>ミルク・おやつ<br>散歩、あそび | 朝の会<br>おやつ<br>主活動       | 朝の会<br>当番活動<br>主活動      |
| 11:00             | 昼食・ミルク                   | 昼食                      |                         |
| 11:30             |                          |                         | 昼食                      |
|                   | 午睡                       | 午睡                      |                         |
| 12:30             |                          |                         | 午睡                      |
| 15:00             | おやつ<br>自由あそび             | おやつ<br>自由あそび            | おやつ<br>自由あそび            |
| 16:00             | 順次降園                     | 帰りの会<br>順次降園            | 帰りの会<br>順次降園            |
| 18:31<br>20:30 閉園 |                          | 補食または夕食                 | 補食または夕食                 |

※上記は通常保育の目安となります。子どもたちの成長に合わせて変更する場合がございます。

0 歳児の主活動例：散歩・あそび

1.2 歳児の主活動例：散歩・戸外遊び・知育遊び・手先を使った遊び

3.4.5 歳児の主活動例：運動遊び・ルール遊び・音楽遊び・知育遊び・手先を使った遊び

## 7. 保育園の利用開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

---

### ご利用にあたっての留意事項

1. 対象年齢            0 歳児（57 日目）～5 歳児
2. 入園の流れ        入園スケジュールについては、「入園のスケジュール」をご参照ください。
4. 慣れ保育           新規にご入園される際、新しい環境へ慣れることを目的とし、通常の保育時間よりも短い時間の保育を実施させていただく期間（慣れ保育）がございますのでご了承ください。慣れ保育のスケジュールは別紙にてご案内いたします。
5. 欠席・遅刻        当日朝 9:00 までに CoDMON を利用してご連絡ください。  
9:00 以降は保育園へお電話でのご連絡をお願いいたします。
6. 延長保育          月曜日～土曜日まで週 5 日登園とし、契約時間を超える場合には延長保育料が発生します。
7. 土曜日利用        ご両親共に就労している方は土曜日のお預かりをいたします。  
上記以外で保育を必要とされる方は保育園にご相談ください。  
申込の締め切りは原則前月 25 日となります。締切日を過ぎてのお申し込みは、保育園に直接ご相談ください。
8. 退園の流れ        退園が決まれた時点で保育園にお知らせいただき、退園届をご提出いただきます。



## 入園のスケジュール（認証園）

| 手順 |                            | 保護者様                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保育園                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 入園申込書提出                    | 利用申し込み                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2  | 入園者の内定<br>入園説明             | 利用契約<br>重要事項説明の同意                                                                                                                                                                                                                                                                                | <b>【事前送付書類】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用契約書</li> <li>・児童票</li> <li>・予防接種・罹患歴調査書</li> <li>・緊急連絡カード</li> <li>・個人情報に関する同意書</li> <li>・幼児食に関する段階別食材表</li> <li>・離乳食に関する段階別食材表</li> <li>・生活管理指導表</li> <li>・入園時健康診断のお知らせ</li> </ul> |
| 3  | 入園前面接<br>慣れ保育の<br>スケジュール決定 | <b>【提出書類】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用契約書</li> <li>・母子手帳（内容確認のみ）</li> <li>・重要事項説明同意書</li> <li>・個人情報に関する同意書</li> <li>・児童票</li> <li>・予防接種・罹患歴調査票</li> <li>・緊急連絡先カード</li> <li>幼児食に関する段階別食材表</li> <li>・離乳食に関する段階別食材表</li> <li>・生活管理指導表</li> <li>・入園時健康診断記録</li> </ul> ※印鑑をお持ちください。 |                                                                                                                                                                                                                                               |
| 4  | 健康診断実施<br>（入園まで）           | ・入園時健康診断記録                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <input type="checkbox"/> 当園で行います<br><input checked="" type="checkbox"/> 嘱託医受診をお願いします                                                                                                                                                          |
| 5  | 入園の決定                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                               |
| 6  | 入園                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                               |

## 8.緊急時等における対応

---

### 緊急時の対応

重大事故や自然災害などの緊急事態に対し【保育事業における品質マネジメントマニュアル】【保育事業における危機管理マニュアル】に基づき対応いたします。

※株式会社パソナフォスターは、ISO9001を取得し、国際基準に基づく運用マネジメントのもと、保護者や社会から信頼される安心・安全な保育サービスの提供に努めております。

※『ISO 9001』とは、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が制定する品質マネジメントシステムに関する国際規格です。ISO 規格では、国際的な基準の品質保証を通じた顧客満足度の向上と品質マネジメントシステムの継続的な運用・改善を目的とします。

### 怪我の対応・賠償責任保険の加入

保育中に怪我等が発生し受診の必要がある場合には、受診承諾を得るため、受診の前に保護者様にご連絡させていただきます。

尚、ご入園時に株式会社パソナフォスターにて下記の保険に加入いたします。（全園児対象）

#### 【賠償責任保険】

保育園が法律上の賠償責任を負う場合には、それによって被る被害に対してお応えします。

対人賠償            1 事故 1 0 億円 / 1 名 2 億円

対物賠償                            1 事故    3 百万円

#### 【傷害保険】

保育中における怪我等の発生時には保育士が引率して怪我の処置やその対応を行いますが、初期の処置以降も、怪我の治療のために保護者の方の引率により通院や入院が必要となる場合には傷害保険の申請をご案内しております。

死亡・後遺障害                    1 名        2 百万円

入院                                1 名 1 日        3 千円

通院                                1 名 1 日        2 千円

## 9.非常災害対策

---

### 災害時の対応

当園では、消防法第 8 条第 1 項の規定に基づき、毎年『避難訓練計画』を作成し、火災や地震などによる災害を想定した避難訓練を実施いたします。

#### 【避難場所】

災害が起きた場合には、保育園より保護者の皆様にご連絡いたします。ご連絡内容の指示に従って、保育園もしくは避難場所に必ずお迎えに来てください。

避難場所 夏の雲小学校

#### 【緊急時の連絡方法】

非常災害時など保育園から緊急のご連絡がある際は、CoDMON にてお知らせいたします。  
尚、保育園を離れる場合には、保育園入口に行き先の掲示を行い、NTT 東日本の災害用伝言ダイヤル（171）または CoDMON を利用して状況をお伝えいたします。

#### 【消防計画・避難訓練】

#### 避難訓練

火災および地震を想定した避難、消火訓練を毎月行っています。

#### 防災訓練（火災・地震）、不審者侵入避難訓練等

お子様の安全確保のため様々な状況を想定し、十分な訓練を実施しております。  
なお、年に 1 回保護者様にご協力頂き、引き取り訓練を実施いたします。

#### お子様の引き渡しについて

非常災害時、お子様の引渡しを確実にを行うため、「**緊急連絡先カード**」をご提出いただきます。引き渡しの際は必ず職員にご提示いただき、引き取りカードを提出後(入園後配布)にお引き取りください。  
混乱が予想されるため、お子様とご一緒にお待ち頂くことがございますが、あらかじめご了承ください、職員に無断で連れ帰ることのないよう、ご協力をお願いいたします。

---

## 非常災害対策

### 【防火管理者】

北館 由香利

### 【消防計画届出年月日】

令和 6 年 7 月 19 日

### 【避難訓練】

避難及び消化を想定した訓練を月 1 回実施します。

### 【防災設備】

消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。

## 10.虐待防止のための措置に関する事項

---

### 虐待防止のための措置について

職員は、児童虐待防止法（平成 12 年、法律第 82 号）第 5 条に基づき、児童虐待の早期発見に努めるとします。また当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- （１） 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- （２） 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- （３） 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- （４） その他虐待防止のために必要な措置

当園は、保育・教育の提供中に、職員又は養育者による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、法律の規定に従い市区町村、児童相談所等適切な機関に通告します。

## 11.保育園の運営に関する重要事項

### 持ち物・服装について

保育園は集団生活です。そのため、持ち物には大きく分かりやすいところに名前をご記入ください。  
洗濯で文字が薄くなってきた際には、その都度書き足しをお願いします。

| 持ち物                                              | 0 歳児       | 1・2 歳児     | 3～5 歳児     | 備考                        |
|--------------------------------------------------|------------|------------|------------|---------------------------|
| バスタオル（お昼寝用）                                      | 2 枚        | 2 枚        | 2 枚        | 週末に持ち帰り、週明けに<br>布団袋に入れて持参 |
| 着替え                                              | 4 組        | 3 組        | 3 組        |                           |
| スタイ（よだれかけ）                                       | 2～4 枚      | 2 枚～       |            | 必要な方はご準備ください              |
| 紙オムツ                                             | 5 枚        | 5 枚        |            | 無くなり次第補充                  |
| おしりふき                                            | 1 個        | 1 個        |            |                           |
| 靴下                                               | 2 足        | 2 足        | 2 足        |                           |
| 避難靴                                              | 1 足        | 1 足        | 1 足        |                           |
| 洗濯物入袋、<br>シーツ持ち帰り袋<br>※おねしょ時に使用<br>25 cm×40 cm程度 | 1 枚<br>2 枚 | 1 枚<br>2 枚 | 1 枚<br>2 枚 |                           |

- 個人の下着（パンツ）が不足した場合、衛生面により未使用ものをお渡しいたしますので、300 円徴収いたします。

## 服装の注意点

- ・髪の毛の長さが肩にかかる場合には、結んでご登園ください
- ・前髪は目にかからない長さでお願いします（結んでも可）
- ・スカート・チュニックは遊ぶ時に危険なのでズボンを推奨いたします
- ・爪は常に短く、ヤスリ等で角が無いようにしてください
- ・自分で着脱しやすい服装、サイズの着用を推奨いたします
- ・ケガや虫刺されを防ぐため、長ズボンを推奨いたします
- ・スリッポンでの登園は不可となっております
- ・フードのついた洋服の着用は事故に繋がる恐れがあるためご遠慮ください
- ・ボタンを留められないお子様は、ファスナーのお洋服をご用意ください
- ・衣類には、必ず記名をお願いいたします

以下は季節に応じた留意点となります。以下の着用はお控えください。

### 【夏】

- ・チュニックタイプで広がりのある T シャツ（踏んでしまう、遊具に引っかかる等の事故防止）
- ・ノースリーブ等の袖のないトップス(室内は冷房が効いているため)

### 【冬】

- ・裏起毛、フリースの衣服（室内は暖房が効いているため）
- ・長袖の肌着（室内は暖房が効いているため）

## 体調管理について

お子様に以下の症状/様子がある場合には、職員にお知らせください。

- ・いつもとちがう（だるそうにしている、食欲がない等）
- ・熱っぽい/熱がある
- ・下痢や嘔吐をしている
- ・咳/鼻水がひどい
- ・受診をしたり薬を飲んでいたりする
- ・その他、気になる症状が見られる

お子様に以下の症状/様子がある場合には、保護者様にご連絡いたします。

- ・熱が出たとき（37.5 度でご一報、38.0 度以上でお迎えを基準とします）
- ・下痢や嘔吐を 2 回以上繰り返す
- ・その他、気になる症状が見られる場合

お子様に以下の症状/様子がある場合には、ご家庭でお休みください

- ・感染症にかかった場合（回復後に登園する際、医師の意見書又は登園届が必要な場合があります）
- ・熱があるとき（目安 37.5 度以上）
- ・下痢、嘔吐が続いている
- ・元気がなく、ぐったりしているなど体調不良の時

#### 保育園での薬の取り扱い、医療行為について

- ・園では、医師法の定めにより医療行為を行うことは出来ません
- ・薬のお預かりは原則いたしません
- ・保育時間内に与薬せず、ご家庭で内服できるように主治医にご相談ください  
例：1 日 2 回（朝・夕）処方、1 日 3 回（朝・帰宅後・寝る前）処方など  
※やむを得ず服薬が必要な場合には、園にご相談ください
- ・やむを得ず気管支拡張テープの使用が必要な場合には、必ず園にご相談ください
- ・虫よけスプレー使用の有無は、自治体の指示に従います。アレルギーなどの理由で塗布が出来ない場合は、必ず職員へご連絡ください
- ・日焼け止めが必要なお子さまはご家庭での塗布をお願いいたします

※保育園では、集団感染を防ぐため、嘔吐、下痢便、尿、血液で汚れてしまった衣類は、ビニール袋に密封してお返しします。

#### 個人情報の取り扱いについて

株式会社パソナフォスターはプライバシーマークの認定を取った認定事業者です。2010 年の取得以降、2 年に一度の更新審査にて毎回認証を更新しております。年に 1 回全職員対象の教育・テストを行うほか、年に 4 回施設での日常点検、そして定期的な内部監査をおこなうことで、個人情報が適切に管理される環境を維持しています。

※プライバシーマークとは日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が「個人情報」を「基準」に沿って適切に取り扱っているかを評価し、適正と判断した事業者を認定する制度です。





改定 2024 年 12 月  
最新改定日 2025 年 10 月 7 日

## 重要事項説明同意書（園保管用）

本書面に基づいて説明を受けた内容についてレ点チェックをお願いいたします。

- ☐ 1.概要
- ☐ 2.施設の目的及び運営の方針
- ☐ 3.職員の職種、職員数及び職務の内容
- ☐ 4.保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- ☐ 5.保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- ☐ 6.提供する保育の内容
- ☐ 7.保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- ☐ 8.緊急時等における対応方法
- ☐ 9.非常災害対策
- ☐ 10.虐待の防止のための措置に関する事項
- ☐ 11.保育所の運営に関する重要事項
- ☐ 12.別紙保育園のご利用について

私は、保育園の利用開始に当たり、本書面に基づいて重要事項説明書の説明を  
同意いたしました。

に受け

児童氏名

保護者氏名

（続柄） 印

保護者住所 〒 —



## 重要事項説明同意書（自宅保管用）

本書面に基づいて説明を受けた内容について点チェックをお願いいたします。

- ☐ 1.概要
- ☐ 2.施設の目的及び運営の方針
- ☐ 3.職員の職種、職員数及び職務の内容
- ☐ 4.保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- ☐ 5.保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- ☐ 6.提供する保育の内容
- ☐ 7.保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- ☐ 8.緊急時等における対応方法
- ☐ 9.非常災害対策
- ☐ 10.虐待の防止のための措置に関する事項
- ☐ 11.保育所の運営に関する重要事項
- ☐ 12.別紙保育園のご利用について

私は、保育園の利用開始に当たり、本書面に基づいて重要事項説明書の説明を  
同意いたしました。

に受け

児童氏名

保護者氏名

（続柄） 印

保護者住所 〒 —